

昭和五十一年三月一日提出  
質問 第二号

北陸機械倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅との関係に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年三月一日

提出者 嶋崎 讓

衆議院議長 前尾 繁三郎 殿

北陸機械倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅との関係に関する質問主意書

石川県金沢市観音堂町イ四五番地にある北陸機械工業株式会社（以下北陸機械という）の倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅株式会社（大阪市東区本町三ノ三、以下丸紅という）との関係について質問する。

一 昭和五〇年五月二〇日提出質問第二〇号で、北陸機械の倒産について質問し、答弁書の送付を受けたが、それから一年近くたっているが、従業員の未払労務債権一五億がいまだ支払われていないと聞いているが、その後の経過と現状について明らかにせよ。

二 この倒産について、政府は解決について努力すると答弁しているが、いかなる措置なり努力をしたか、具体的に明らかにせよ。

三 北陸機械の取締役に矢野茂男が倒産当時就任していたが、矢野は、丸紅の専務取締役をも兼

ねている。特に大手商社の社会的責任が問題になつている時だけに、北陸機械と丸紅の関係を明らかにせよ。

四 未払労務債権があることは、労働基準法第二三条、第二四条の違反であるが、矢野は北陸機械の従業員に対し、当然その違反を追及されるべき役職にあると思うが、それについての見解を求める。併せて、矢野は丸紅の債権のみを確保していると聞いているが、それらの事実について明らかにせよ。

五 北陸機械で労働基準法違反を行い、丸紅の専務として、未払労務債権について責任を負わないことは、社会的にも問題があり、更に昭和四八年九月一八日の衆議院社会労働委員会での当時の加藤労働大臣の答弁からみれば、政府は労働基準法違反を行った役員のある企業について一切の援助などをしないという趣旨を述べているところからみて、当然丸紅はこれに該当すると思うが見解を示せ。

六 未払労務債権が一五億にのぼっている北陸機械の紛争解決について、今後いかなる方法で解決に努力されるか、労働省・通産省の具体案を示せ。

右質問する。